

三重県地域産業振興条例にかかる説明資料

資料 2

平成 24 年 7 月 13 日
雇 用 経 済 部

1 条例の構成について

三重県地域産業振興条例	三重の森林づくり条例	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	みえの観光振興に関する条例
<p>前文 本則</p> <p><u>第 1 条 (基本理念)</u> <u>第 2 条 (県の責務)</u> <u>第 3 条 (事業者の責務)</u> <u>第 4 条 (県民の責務)</u> 第 5 条 (基本方針) <u>第 6 条 (地域の特性に応じた産業の振興)</u> 第 7 条 (広報活動) 第 8 条 (財政上の措置)</p> <p>公布 平成 17 年 10 月 21 日 施行 平成 18 年 4 月 1 日</p>	<p>前文 本則</p> <p>第 1 条 (目的) 第 2 条 (定義) <u>第 3 条 (多面的機能の発揮)</u> <u>第 4 条 (林業の持続的発展)</u> <u>第 5 条 (森林文化及び森林環境教育の振興)</u> <u>第 6 条 (県民の参画)</u> <u>第 7 条 (県の責務)</u> 第 8 条 (森林所有者等の責務) <u>第 9 条 (県民の責務)</u> <u>第 10 条 (事業者の責務)</u> 第 11 条 (基本計画) 第 12 条 (森林の整備及び保全) 第 13 条 (効果的かつ効率的な森林づくり) 第 14 条 (林業及び木材産業等の健全な発展) 第 15 条 (担い手の育成及び確保) 第 16 条 (県産材の利用の促進) 第 17 条 (森林文化の振興) 第 18 条 (森林環境教育の振興) 第 19 条 (県民、森林に関する団体等の活動への支援) 第 20 条 (三重のものづくり月間) 第 21 条 (財政上の措置)</p> <p>公布 平成 17 年 10 月 21 日 施行 平成 17 年 10 月 21 日</p>	<p>前文 第一章 総則 第 1 条 (目的) 第 2 条 (定義) <u>第 3 条 (基本理念)</u> <u>第 4 条 (県の責務)</u> <u>第 5 条 (農業者等の役割)</u> 第 6 条 (県民の参加等) 第 7 条 (推進体制の整備) 第 8 条 (財政上の措置)</p> <p>第二章 基本計画 (第 9 条)</p> <p>第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的 施策 第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及 び供給の確保 (第 10 条～第 14 条) 第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造 の確立 (第 15 条～第 17 条) 第三節 <u>地域の特性を生かした農村の振興</u> (第 18 条～第 20 条) 第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値 の創出 (第 21 条～第 23 条)</p> <p>第四章 <u>地域の特性を生かした食を担う農業及び農村 の活性化に向けた支援</u> (第 24 条)</p> <p>公布 平成 22 年 12 月 28 日 施行 平成 22 年 12 月 28 日</p>	<p>前文 第一章 総則 第 1 条 (目的) 第 2 条 (定義) <u>第 3 条 (基本理念)</u></p> <p>第二章 観光の振興に関する役割等 <u>第 4 条 (県の責務)</u> 第 5 条 (市町の役割) 第 6 条 (県民の役割) <u>第 7 条 (観光事業者の役割)</u> 第 8 条 (観光関係団体の役割)</p> <p>第三章 観光の振興に関する基本的施策 第一節 国内外に対する観光宣伝活動の強化 (第 9 条～第 12 条) 第二節 <u>魅力ある観光地の形成及び人材の育成</u> (第 13 条～第 16 条) 第三節 観光旅行を促進するための環境の整備 (第 17 条～第 20 条)</p> <p>第四章 観光の振興に関する施策の推進 (第 21 条～第 24 条)</p> <p>第五章 三重県観光審議会 (第 25 条～第 31 条)</p> <p>公布 平成 23 年 10 月 20 日 施行 平成 23 年 10 月 20 日</p>

2 基本理念について

地域における産業の振興は、地域の特性を生かした産業振興施策を行うことが地域の産業を活性化し、地域の産業が活性化されることがひいては県全体としての産業が活性化されることにつながるものとの基本的な考えのもと、関連する条例においても、下線部に本条例の基本理念と共通する考え方、あるいは本条例を土台にして規定が設けられたと見ることができると考えている。

三重県地域産業振興条例	三重の森林づくり条例	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	みえの観光振興に関する条例
<p>第1条 地域における産業の振興は、<u>環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展⁽¹⁾</u>により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、<u>産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫及び地域の特性を生かした活動が助長される⁽²⁾</u>ことにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。</p>	<p>第3条 三重のもりづくりに当たっては、<u>森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない⁽¹⁾</u>。</p> <p>第4条 三重のもりづくりに当たっては、<u>森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない⁽¹⁾⁽²⁾</u>。</p> <p>第6条 三重のもりづくりに当たっては、<u>森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない⁽²⁾</u>。</p>	<p>第3条 食を担う農業及び農村の活性化は、県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上で、食に対する県民の多様化する期待にこたえとともに、<u>将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要である⁽¹⁾</u>ことにかんがみ、次に掲げる事項が行われることを基本としなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>農業については、県民から求められる農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、創意工夫を生かした多様な農業経営が確立され、及び必要な農地、農業用水その他の農業資源が確保されることにより、その持続的な発展が図られること⁽²⁾</u>。</p> <p>三 <u>農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場であるとともに、農業の持続的な発展の基盤であることにかんがみ、農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生活環境の整備及び地域の特性を生かした活力の向上により、その振興が図られること⁽¹⁾</u>。</p> <p>四 (略)</p>	<p>第3条 本県の観光の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。</p> <p>一 <u>観光産業の持続的かつ健全な発展が図られること⁽¹⁾</u>。</p> <p>二 <u>県、市町及び県民等がそれぞれの役割を担い、つつ連携が確保されること⁽²⁾</u>。</p> <p>三 本県の観光資源が有する魅力を生かして県内外からの観光旅行が促進されること。</p> <p>四 観光旅行者の満足度の向上が図られること。</p> <p>五 本県の観光資源が有効に活用され、かつ、次の世代に継承が図られること。</p> <p>六 <u>地域の環境の保全と観光旅行を促進するための環境の整備との調和が図られること⁽¹⁾</u>。</p>

3 県の責務について

基本理念にのっとり、地域における産業振興施策を県が総合的かつ計画的に実施することと、関係者等との緊密な連携協力を通じて地域における産業振興施策を実施するよう努める義務があることを規定したものである。

関連する条例においても、下線部が、産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、地域の主体的な取組が基本であること、また、県は、関係者との密接な連携協力を図りながら、各主体の取組を踏まえ、将来を見通して体系的に施策を組み立てて実施することが重要であると、本条例と同様に規定していると見ることができると考えている。

三重県地域産業振興条例	三重の森林づくり条例	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	みえの観光振興に関する条例
<p>第2条 県は、前条の基本理念にのっとり、<u>地域における産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</u></p> <p>2 県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、<u>国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力を努めなければならない。</u></p>	<p>第7条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、<u>三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。</u></p> <p>2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、<u>県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。</u></p> <p>3 （略）</p>	<p>第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、<u>食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</u></p> <p>2 県は、<u>農業者等の意欲の増進を図りつつ、その主体的な取組を助長することを旨として、前項の施策等を講ずるものとする。</u></p> <p>3 県は、第一項の施策等の実施に当たっては、<u>市町、農業者等、食品産業事業者その他関係者と連携し、及び協働するものとする。</u></p>	<p>第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、<u>県域全体に係る観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</u></p> <p>2 県は、<u>市町及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行うものとする。</u></p>

4 基本方針について

第1条の基本理念のもと、地域における産業の施策を進めるに当たっての方向性を示すものであり、この基本方針に沿って県は施策を実施することとなる。

関連する条例においても、

- (1) 環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展を促進すること
- (2) 産業の高付加価値化を促進すること
- (3) 地域の多様な資源、特性等を生かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること

などの下線部が、本条例と共通する事項（取り組むべき施策）として見ることができると考えている。

三重県地域産業振興条例	三重の森林づくり条例	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例	みえの観光振興に関する条例
<p>第5条 県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。</p> <p>一 <u>環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展を促進すること⁽¹⁾。</u></p> <p>二 <u>産業の高付加価値化⁽²⁾、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。</u></p> <p>三 <u>地域の多様な資源、特性等を生かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること⁽³⁾。</u></p> <p>四 <u>産業を担うべき人材の育成⁽⁴⁾及び働く場の確保を図ること。</u></p> <p>五 <u>研究開発の推進及びその成果の普及⁽⁵⁾並びに研究開発に係る人材の育成を図ること。</u></p> <p>六 <u>安全で安心な農林水産物及び製品等の生産を促進すること⁽⁶⁾。</u></p> <p>七 <u>観光及びその関連産業の振興を図ること⁽⁷⁾。</u></p> <p>八 <u>地域の自主的な取組による農山漁村⁽⁸⁾、商店街等の活性化を促進すること。</u></p> <p>2 農林水産業の振興に係る基本方針は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>一 <u>農林水産業が有する多面的機能が十分に発揮されるよう、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を促進すること⁽¹⁾。</u></p> <p>二 <u>県内で生産される農林水産物を県民が愛着を持って消費し、又は利用することを通じて、その需要の増進を図るとともに、地域が培ってきた生活文化への県民の理解を深めること⁽⁹⁾。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>第12条 県は、<u>将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽³⁾。</u></p> <p>第13条 県は、<u>効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽³⁾。</u></p> <p>第14条 県は、<u>森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽¹⁾。</u></p> <p>第15条 県は、<u>持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁴⁾。</u></p> <p>第16条 県は、<u>県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽¹⁾。</u></p> <p>2 県は、<u>公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁹⁾。</u></p>	<p>第三章 食を担う農業及び農村の活性化に関する基本的施策</p> <p>第一節 安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給の確保</p> <p>第10条 県は、<u>水田の最適な利用を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の需要に応じた生産及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする⁽³⁾。</u></p> <p>第11条 県は、<u>園芸作物等の産地の形成を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする⁽³⁾。</u></p> <p>第12条 県は、<u>畜産の健全な発展を図るため、需要に応じた生産及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする⁽³⁾。</u></p> <p>第13条 県は、<u>安全・安心農業生産の取組を促進するため、安全・安心農業生産に関する技術の普及その他必要な施策を講ずるものとする⁽¹⁾⁽⁶⁾。</u></p> <p>第14条 県は、<u>農産物の安全性及びその安全性に対する信頼を確保するため、生産、加工及び流通の各過程における安全管理の定着及び高度化の促進その他必要な施策を講ずるものとする⁽⁶⁾。</u></p>	<p>第三章 観光の振興に関する基本的施策</p> <p>第一節 国内外に対する観光宣伝活動の強化</p> <p>第9条 県は、<u>本県及び県内の観光地の情報提供の充実強化を図るため、印刷物、情報通信技術その他の媒体を活用し、観光宣伝活動の促進等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</u></p> <p>第10条 県は、<u>国内の観光旅行者の来訪及び滞在の促進を図るため、観光旅行者の需要の高度化に対応した旅行商品の開発その他の誘客活動の実施等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</u></p> <p>第11条 県は、<u>外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、本県の観光資源を活用した海外における誘客活動の実施、外国人観光旅客の受入体制の整備等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</u></p> <p>第12条 県は、<u>県の区域又は市町の区域を越えた広域的な課題への対応を図るため、観光地間の連携及び交流の促進等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</u></p> <p>第二節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成</p> <p>第13条 県は、<u>地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の発掘若しくは創出又は活用等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない⁽³⁾⁽⁷⁾。</u></p>

	<p>第17条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁹⁾。</p> <p>第18条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁹⁾。</p> <p>第19条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁹⁾。</p>	<p>第二節 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立</p> <p>第15条 県は、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な措置を講ずるものとする⁽⁴⁾。</p> <p>2 県は、経営意欲を有する者の就農及び経営能力を有する者の農業への参入を促進するため、農業の技術及び経営方法の習得機会の提供、農地に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする⁽⁴⁾。</p> <p>第16条 県は、農業生産の振興に資する技術及び知識の向上を図るため、研究開発の推進、大学及び民間等との連携の強化その他必要な措置を講ずるとともに、それらの成果の普及に努めるものとする⁽⁵⁾。</p> <p>第三節 地域の特性を生かした農村の振興</p> <p>第18条 県は、農村の総合的な振興を図るため、生活環境の計画的な整備の推進、農業者等が行う地域の特性を生かした活動の促進、都市と農村との間の交流の促進その他必要な措置を講ずるものとする⁽⁸⁾。</p> <p>第19条 県は、農業及び農村の有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農地、農業用水その他の農業資源の適切な管理の促進その他必要な措置を講ずるものとする⁽¹⁾。</p> <p>2 (略)</p> <p>第四節 農業及び農村を起点とした新たな価値の創出</p> <p>第21条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るため、農業者等が行う次に掲げる取組の促進に関して必要な措置を講ずるものとする⁽²⁾。</p> <p>(略)</p> <p>第22条 県は、農業者等による農業及び農村の資源を有効に活用して行う新たな価値の創出を図るための取組を定着させるため、県内で生産された農産物又はその加工品の認証制度等を推進する次に掲げる措置を講ずるものとする⁽²⁾。</p> <p>(略)</p>	<p>第14条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁴⁾⁽⁷⁾。</p> <p>第15条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</p> <p>第16条 県は、県民の観光行動の促進を図るため、本県の観光資源に関する知識の普及、理解の増進その他の郷土に対する誇りと愛着の醸成等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</p> <p>第三節 観光旅行を促進するための環境の整備</p> <p>第17条 県は、観光地における良好な景観の形成を図るため、市町が行う景観づくりの取組に対する支援等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</p> <p>第18条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者、外国人等を始めとする全ての観光旅行者が安全かつ快適に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</p> <p>第19条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光地における防災対策、観光旅行における事故の発生の防止、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</p> <p>第20条 県は、観光の振興に資する交通基盤の構築を図るため、交通施設の整備の促進、観光旅行者の移動の円滑化等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない⁽⁷⁾。</p>
--	--	---	---

		<p>第23条 県は、<u>県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする</u>⁽⁹⁾。</p> <p>2 県は、<u>県民と農業者等との間の交流の促進を図るため、農産物の生産、加工及び流通の各過程における県民に対する学習機会の確保、体験活動の促進その他必要な施策を講ずるものとする</u>⁽⁹⁾。</p> <p>3 県は、<u>学校給食、事業所の食堂等において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする</u>⁽⁹⁾。</p>	
--	--	--	--